

弁護士が精選！重要労働判例 - 第75回 積水ハウス（受動喫煙等に関する使用者の安全配慮義務）事件

<p>積水ハウス（受動喫煙等に関する使用者の安全配慮義務）事件 （大阪地裁 平27.2.23判決）</p>
<p>受動喫煙および関節痛等に関する使用者の安全配慮義務違反が否定された事例</p>
<p>掲載誌：労経速2248号3ページ</p>

※裁判例および掲載誌に関する略称については、[こちらをご覧ください](#)

1 事案の概要

本件は、Y社入社前から関節リウマチを発症し、Y社への入社当時身体障害者等級5級に該当する旨の認定を受けていた障害者雇用の嘱託社員Xが、Y社に対し、受動喫煙および関節痛等に関する安全配慮義務違反を主張し、損害賠償を請求した事案である。

[1] 本判決で認定された事実

概要は以下のとおり。

年月日	事 実
H16.11.11	X、Y社に障害者雇用の嘱託社員として入社。 Y社滋賀工場（以下、「本件工場」という）総務課に所属し、同工場内のマシン室で勤務することとなった。

ア 受動喫煙に関するもの

H20.5.24	X、受動喫煙症の診断を受ける。
H20.11.4 ごろ	X、上司に受動喫煙症に罹患した旨の診断書を提出し、損害賠償を求めたが、Y社は拒否。
H21.7.29	X、化学物質過敏症の診断を受ける。

イ 関節痛等に関するもの

H21.4	X、当初マシン室において作業服の修理作業等に従事していたが、本件工場における資材生産の中止に伴い、販売促進ツール（カタログ等）のピッキング作業等に従事し始める。
H21.7	X、Y社に対し、Xの手関節等に変形があり、重量物の運搬や手関節に負担のかかる作業が不適切である旨記載された診断書を提出し、配置転換等を申し入れる。
H21.9.1	Y社、Xを食堂や更衣室における清掃業務へと配置転換。

H23.5	X、両側変形性手関節症および両側変形性膝関節症を発症したことにつき労災認定を受ける。
H23.8.30	X、後遺障害等級14級9号の認定を受ける。

【2】主な争点

本件の争点は、Y社に受動喫煙に関する安全配慮義務違反があるか否か、関節痛等に関する安全配慮義務違反があるか否か、である。

2 判断

本判決は、受動喫煙および関節痛等のいずれの点についてもY社はXの申し出に対し相応の対応を取っており、Y社に安全配慮義務違反はないとして、Xの請求を棄却した。

【1】受動喫煙に関する判断

裁判所は、

- ① 平成15年の健康増進法（25条）の施行等を受け、Y社が同年12月には、事務所に禁煙とする、建物内に喫煙所を設ける、休憩所内にビニールの暖簾（のれん）やカーテン等で仕切られた喫煙スペースを設置する等の分煙措置を取り、併せて従業員らに対し、喫煙は所定の喫煙所等で行うよう指示、指導したこと
 - ② Y社は、平成17年8月頃、XとY社産業医間の面談を経て、Xからマシン室を禁煙にするようにとの申し入れを受け、その直後の同年秋ごろ、マシン室を禁煙にして同室内に禁煙の張り紙を掲示し、これにより、マシン室でたばこを吸う者はいなくなったこと
 - ③ 本件工場のほとんどの喫煙者は所定の喫煙所等で喫煙しており、多くの喫煙者が日常的にマシン室で喫煙していたということはなかったこと
 - ④ Y社が平成19年5月には会議室を全面的に禁煙としたこと
 - ⑤ 平成20年11月4日ごろ、Xから、受動喫煙症に罹患（りかん）した旨の診断書の提出を受け、損害賠償を求められたことを受け、Y社はXと面談の上、受動喫煙対策として、本件工場内の喫煙スペースのある室内において粉じん濃度を測定する、警備室を禁煙化し、警備室の換気扇付近の隙間をふさぐ等の対策を取ったこと
 - ⑥ 平成20年12月当時喫煙スペースになっていた休憩所の一部についても、非喫煙スペースとパーテーションやビニールのカーテン等で間仕切りをし、また、喫煙時には換気扇を回して煙を外に排出するなどし、喫煙スペースから非喫煙スペースへのたばこ煙の流出は、喫煙スペースへの出入りの際などを除いてほとんどなかったこと
- との事実を認定し、「Y社は、法改正等を踏まえ、Xを含む従業員が本件工場内で受動喫煙状態になることがないように、Xの申出を受ければ、その都度、相応の受動喫煙防止のための対策を講じてきたものであり、Xが、Y社での勤務において、受動喫煙状態を強いられていたとまでは評することはできず、「Y社が受動喫煙対策に関する安全配慮義務に違反したとまでは認めることはできない」と判断した。

【2】関節痛等に関する判断

裁判所は、まず、「Y社は、Xが関節リウマチに罹患しており、重量物の運搬は不適當であることを認識の上、障害者枠の嘱託社員としてXを雇用したものと認められ、被告は、原告に対し、原告の身体障害が自然経過によるもの以上に悪化することのないようその業務内容に配慮する義務を負っていた」という一般論を示し、その上で、Xが従事した各業務について以下のように判断し、それぞれの業務について、Y社の安全配慮義務違反を否定した。

(1) 入社当初のXの業務について

まず、入社当初のXの主たる業務は、マシンを使用して作業服を修理する短時間の軽作業であった。

また、確かにXは他の従業員とともに会議室の準備や片付け（キャスター付きの机や椅子の運搬作業等）を行うなどしたが、①その作業自体、業務内容からしてさほど重いものではなく、力を要する作業は男性の従業員が担当しており（編注：原告は女性）、②会議室準備を含む軽作業がXの担当業務に含まれることは求人票にも記載されておりXもこれを了承していたものと考えられること、また、③入社後にXが上記業務の負担を理由に配置転換を求めるなどしたことも認められない。

(2) 平成21年4月以降のXの業務について

当時Xが従事した業務は、販売促進ツール（カタログ等）のピッキング作業（カタログの梱包を解き、台車で集めて回る作業）や箱詰め作業（段ボールを組み立て、それにカタログを入れる作業）であった。

もっとも、これについても、業務の内容からして、Y社において、Xをこれらの業務に従事させた際にXの障害が悪化することが容易に予見できたとはいえず、また、業務内容の決定も、Xと面談を重ね、上記業務の作業現場を見学させるなどした上で、Xの意向を確認してなされており、手続きに不適切な点は認められない。

さらに、Y社は、平成21年7月1日にXから業務の軽減ないし配置転換を申し入れられると、これを受け業務を軽減している。

(3) 平成21年9月1日以降のXの業務について

Y社は、平成21年9月1日、食堂や更衣室における清掃業務（椅子の整置、床のモップ掛けや掃除機掛け、箕〔す〕の子の上げ下ろし等）にXを配置転換した。

もっとも、当該業務も負担が重いものとはいいい難く、また、業務内容の決定も、Xと面談を行い、清掃や緑化などの営繕作業であればできるとのXからの申し入れを受けて行ったものであり、十分にXの意向が取り入れられている。

3 実務上のポイント

[1] 受動喫煙の意義と法律の規定

受動喫煙とは、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」をいう（健康増進法25条、労働安全衛生法68条の2）。

健康増進法25条は、多数の者が利用する施設を管理する者が、その利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務を定めている。

これに加えて、平成26年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、事業者が労働者の受動喫煙を防止するため事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずる努力義務を負い（68条の2）、国も受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助を行う努力義務を負う（71条1項）こととなった。

[2] 安全配慮義務違反を認めた裁判例

本判決から10年以上前のものであるが、江戸川区（受動喫煙損害賠償）事件（東京地裁 平16.7.12判決 労判878号5ページ）において、裁判所は、一般論として使用者が「一定の範囲において受動喫煙の危険性からXの生命及び健康を保護するよう配慮すべき義務（筆者注：安全・衛生配慮義務）を負っていた」とした上で、職員が自席での喫煙を許されていた一定期間について、Xは、上司に対し、「健康状態の悪化が予想されるので、非喫煙環境下での就業が望まれることなどが記載された……大学病院の診断書を示し、何とかしてほしいと申し出」しており、区は、診断書に記載された指摘を踏まえ、Xを受動喫煙環境下に置くことで健康状態の悪化を招かないよう、速やかに必要な措置（Xの席近くにあった喫煙場所を遠ざける、自席での禁煙をさらに徹底させる等）を講じるべきであり、受動喫煙の危険性からXを保護する安全配慮義務に違反したとして、慰謝料として5万円の支払いを命じた。

[3] 裁判例を踏まえた対応

本判決や前掲・江戸川区（受動喫煙損害賠償）事件判決を踏まえると、受動喫煙についての対策の不備は使用者の安全配慮義務違反を構成し得ると理解できる。使用者とし

ては、分煙等の対応を取る必要があり、また、労働者からの申し出があれば、都度対応を検討すべきであるとする。

【著者紹介】

村田浩一 むらた こういち 高井・岡芹法律事務所 弁護士

2007年中央大学法学部卒業。2009年中央大学大学院法務研究科修了。2010年第一東京弁護士会登録、高井・岡芹法律事務所入所。第一東京弁護士会労働法制委員会委員。共著として、『現代型問題社員対策の手引（第4版）—生産性向上のための人事措置の実務—』（民事法研究会）、『労働裁判における解雇事件判例集 改訂第2版』（労働新聞社）がある。

◆高井・岡芹法律事務所 <http://www.law-pro.jp/>

■裁判例と掲載誌

①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名⁽¹⁾係属裁判所⁽²⁾法廷もしくは支部名⁽³⁾判決・決定言渡日⁽⁴⁾判決・決定の別⁽⁵⁾掲載誌名および通巻番号⁽⁶⁾

(例)小倉電話局事件⁽¹⁾最高裁⁽²⁾三小⁽³⁾昭43.3.12⁽⁴⁾判決⁽⁵⁾民集22巻3号⁽⁶⁾

②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所(後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷、および大法廷における言い渡しであることを示す)

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所(支部については、「〇〇地裁△△支部」のように続けて記載)

③掲載誌の略称は次のとおり(五十音順)

刑集:『最高裁判所刑事判例集』(最高裁判所)

判時:『判例時報』(判例時報社)

判夕:『判例タイムズ』(判例タイムズ社)

民集:『最高裁判所民事判例集』(最高裁判所)

労経速:『労働経済判例速報』(経団連)

労旬:『労働法律旬報』(労働旬報社)

労判:『労働判例』(産労総合研究所)

労民集:『労働関係民事裁判例集』(最高裁判所)